

【各独立行政法人に関する措置状況】

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
北方領土問題対策協会	事務及び事業の見直し 【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 ○法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。	平成20年4月から法人資金の貸付停止を実施。	◎	平成20年4月
	○住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。	住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で当該方針に従い、措置する予定。	○	平成25年3月
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。	平成19年12月に東京本部、平成20年10月に札幌事務所の移転を実施。	◎	平成20年10月

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	◎	・随意契約によることのできる限度額等の基準:平成18年4月1日 ・契約に係る公表の基準:平成20年1月1日	平成20年実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 122,864,431円(98.2%)、競争性のない随意契約 2,288,574円(1.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 11件(91.7%)、競争性のない随意契約 1件(8.3%) (※一般競争等には不落随契を含む)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	◎	平成20年度	・随意契約見直し計画のリンク先アドレス http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/youshki10.pdf ・随意契約見直し計画(北方四島交流(受入)事業に係る旅行代理店委託契約:2件(随契→競争入札)、ホスターカレンダーの印刷:1件(企画競争→企画競争)、監査法人による財務諸表等の監査:1件(企画競争→企画競争))のとおり一般競争入札等に移行した。
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	◎	平成20年4月1日	・公募の応募者が少数だった場合、より多くの応募者を募るため公募期間の延長を実施。 ・企画内容等を選考するため、審査委員会の設置や外部有識者の参加を得た選考会を開催。
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	◎	・監事監査:平成21年5月、6月 ・会計監査人監査:平成21年6月	(監事監査) ・契約行為について、国の基準に準じて適正な実施について厳正なチェックを実施。 ・一部、国の基準と異なると指摘があった点については、平成21年4月1日付けでの会計規程の改正・整備等に向けて検討されている。 ・随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争等により実施されている。 (会計監査人監査) ・財務諸表監査の枠内において、確認。
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	◎	平成20年7月4日	http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/19followup.pdf

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ			
		達成度	達成時期	その他特記事項	
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。			該当なし。	
	このため、所要の条件整備を行う。			独法通則法改正法により対応予定。	
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。			該当なし。	
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、			該当なし	
	既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。				
	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。				
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	◎	・監事監査：平成21年5月、6月	・保有資産の状況について、厳正なチェックを実施。 ・北方領土啓発施設等の保有資産については、十分に活用されている。
		評価委員会による事後評価			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。			常勤職員を1名削減するとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)を踏まえ、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規程の改正を行った。
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	—		
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	—		
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。			
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	◎	従前より公表済み	
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	◎	平成15年10月1日	役員の報酬:独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づき、勤務実績に応じて期末特別手当に反映。 職員の給与等:独立法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づき、勤務実績に応じて査定昇給や勤勉手当に反映。
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	◎	監事監査:平成21年5月、6月	・監事監査において、厳正なチェックを実施。 ・給与水準について、国家公務員の水準を下回っており、ホームページにより内容の公表がされている。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名: 内閣府 法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	○: 目標管理の導入等 ◎: 勤務成績を給与等に反映	目標管理の導入等: 時期未定 勤務成績を給与等に反映: 平成15年10月1日	目標管理の導入については、所管府省等の実施状況を参考にしながら、実施を検討。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	◎	平成15年10月1日	公表方法: HP 公表事項: 就業規則(勤務時間、休憩時間、時間外勤務、休暇等について規定)
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	◎	平成15年10月1日	北方領土問題に関する啓発施設に意見箱を設置し、施設への要望や北方領土問題に対する意見募集を実施するとともに、交流事業等の実施の際にアンケートを行い、参加者の意見・要望等を事業運営の改善に繋げている。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、			
	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。 監事 評価委員会の委員			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。			
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。			
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。			
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	◎	17年度より公表済み	http://www.hoppou.go.jp/hokutaikeigo/koukai/index3.html
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。			
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適切な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。			該当なし
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	◎	・監事監査：平成21年5月、6月 ・会計監査人監査：平成21年6月	(監事監査) ・監事監査において、厳正なチェックを実施。 (会計監査人監査) ・財務諸表監査の枠内で、厳正なチェックを実施。
	評価委員会における事後評価			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	◎	平成15年10月1日	
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	◎	平成15年10月1日	
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。			
	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。			現在、非常勤監事 2名。 当法人は規模が小さい(職員数18名)ことから、マネジメントの肥大化につながる常勤化については引き続き配慮、検討が必要。
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。			
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ		
	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	◎	平成15年10月1日	会計担当及び管理グループの職員が、監事監査及び監査法人監査の際に適切に対応している。
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	◎	従前から監事連絡会により実施	
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。			
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ 2-(1)-①-ウ		
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。			

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(省庁名: 内閣府 法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	◎	平成20年4月1日	一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額の前中期目標の最終年度(平成20年度)に対して7%の削減、及び、業務経費の(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)の前年度比1%の経費の効率化という目標を設定している。 また、全国における各種大会や講演会、研修会、署名活動等が多くの都道府県で適切になされるよう働きかけ、これら活動の水準を100回以上の水準を維持するという数値目標を定めている。
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。			
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。			
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。			
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	◎	平成15年10月1日	役職員の給与については、勤務実績に応じて期末特別手当の増減や査定昇給、勤勉手当の増減を実施しており、また役員の退職手当については、年度評価が勘案されその額が決定されており、評価結果が反映される仕組みとなっている。
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、	独法通則法改正法により対応。		
	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	独法通則法改正法により対応。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦ 情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。			北方領土問題等についての国民世論の啓発は、当協会の目的のひとつであり、情報開示による国民のより一層の理解の重要性について、協会内における定例会議等において職員の意識徹底を図っている。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、			
	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	◎	平成20年3月31日	総務省による様式に関する指示(平成20年3月14日)に基づき、情報開示を充実。当協会HPを訪問し易くなるよう、北方領土返還運動を実施している団体等が開設している関連HPと相互リンクを実施。
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2) 国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名: 内閣府 法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、			事務・事業の見直しを行い、北方領土問題等に関する調査研究について、これまで恒常的に開催した北方領土問題研究会を廃止、毎年開催してきた国際シンポジウムは、必要に応じて開催。 随意契約の見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとした。
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。	平成19年度実績 0円 平成20年度実績 0円		

【横断的事項のうち実物資産関係】

府省	法人名	施設名等	整理合理化計画	平成18年度 簿価 (百万円)	平成19年度 簿価 (百万円)	平成20年度 簿価 (百万円)	フォローアップの実施							その他の特記事項	
							進捗状況	実施時期	フォローアップの結論		処分方法	処分時期	売却額 (百万円)		国庫納付額 (百万円)
									処分の可否	理由					
内閣府	北方領土問題対策協会	東京本部	平成19年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。	-	-		○	H19.12	-	整理合理化計画通り、事務所の移転を行い、一般管理費の削減(年間約3百万円)することになる。					<年間借料> 移転前 26百万円、移転後 23百万円
		札幌事務所	平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。	-	-		○	H20.10	-	整理合理化計画通り、事務所の移転を行うこととし、一般管理費の削減(年間約百万円)することになる。					<年間借料> 移転前 9百万円、移転後 8百万円

【横断的事項のうち金融資産関係】

府省名	法人名	勘定名	現・預金及び 有価証券 [流動資産] (億円)	預金及び投 資有価証券 [長期資産] (億円)	現・預金及び 有価証券等 (億円)	保有理由	保有理由 ごとの資金額 (億円)	保有理由ごとの資金額 に係る国庫返納の可否 及びその理由	国庫返納の 実施(予定)時期	既に処分した 実物資産 (資産名)	簿価 (億円)	処分価額 (億円)	処分収入の使途	備考
内閣府	北方領土 問題対策 協会	貸付業務 勘定	14	-	14	①	3	不可(貸付の原資となるため)	-					
						②	0.6	不可(未払金や退職引当 金であるため)	-					
						④	10	不可(長期借入金 の担保に供しているため)	-					
						⑦	0.4	<預り補助金> 可(0.4億円)	2009年8月					

現・預金及び有価証券等を保有する理由として、
①～⑥に該当するものがある場合には、その番号
を記入。ない場合には、⑦を記入。
①利益剰余金(前中期目標期間繰越積立金、目的
積立金、積立金(独法通則法第44条第1項)、
当期末処分利益)
②準備金・引当金
③基金(債務保証)
④基金(債務保証以外)
⑤貸付原資の未貸付金(出資金を原資に貸付業
務を実施する場合に限る。)
⑥長期預り補助金
⑦その他